

2025年

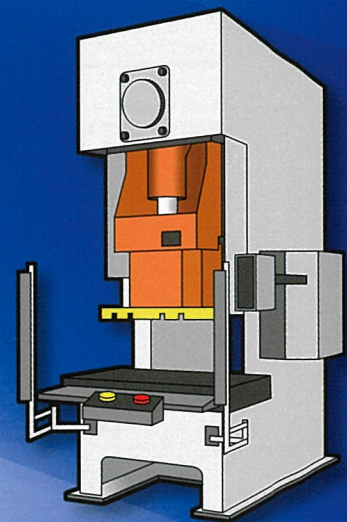
設備の安全と安定稼働を！

MFスーパー 特定自主検査制度

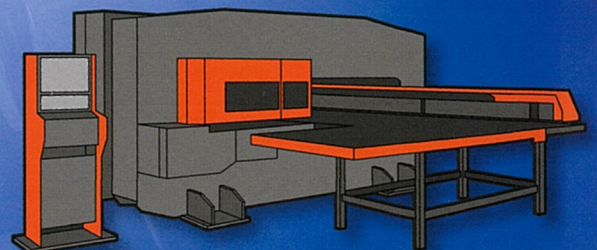
動力プレス機械
特定自主検査

MFスーパー特定自主検査の3つの特徴！

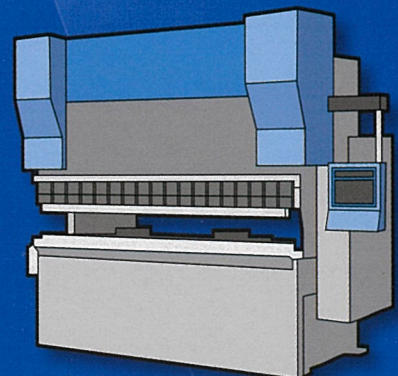
- メーカー独自の高度で充実した検査項目
- 法令遵守に向けてのアドバイス
- 機械危険情報のフォロー



プレス機械



タレットパンチプレス



プレスブレーキ

労働安全衛生法第45条第2項により
特定自主検査が義務づけられています！

※ 特定自主検査を受けない場合、労働安全衛生法違反となり
罰則規定があります。

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会

MFスーパー特定自主検査制度〈動力プレス機械特定自主検査〉

■制度運営の概要について

MFスーパー特定自主検査制度は、日本鍛圧機械工業会独自の「MFスーパー特定自主検査基準チェックリスト」と「MFスーパー特定自主検査標章」で、鍛圧機械製造会員会社のサービス員または指定サービス業者の有資格者が検査を実施するものです。

※ MF スーパー特定自主検査チェックリストは中央労働災害防止協会の許諾を得て引用している項目が含まれます。

■ MFスーパー特定自主検査実施資格について

- ① 鍛圧機械製造会員のサービス員および会員の指定するサービス業者のサービス員であり、機械・安全に対する十分な知識を持ち、修理に対応できる作業員です。
- ② 中央労働災害防止協会の実施する「動力プレス検査員研修コース」修了者です。
- ③ さらに日本鍛圧機械工業会の「MFスーパー特定自主検査教育」の受講修了者です。

■ MFスーパー特定自主検査標章等について

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会独自の「MFスーパー特定自主検査標章」を MF スーパー特定自主検査を実施した機械に貼付します。

「MFスーパー特定自主検査標章」は労働安全衛生規則第135条の3第4項に基づくものです。

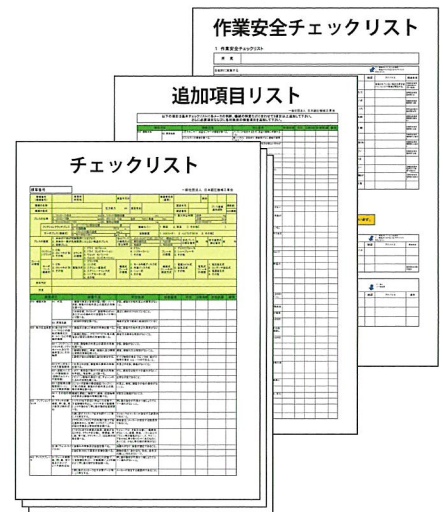
■ MFスーパー特定自主検査推奨出荷標章について

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会は、プレス機械のMFスーパー特定自主検査受審月が判る標章を作成し、メーカーはプレス機械の出荷時に第1回目の検査月を明示して機械に貼付します。

■労働安全衛生法抜粋

労働安全衛生法 第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制
第一節 機械等に関する規制（定期自主検査） 第四十五条第二項

事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。罰則：五十万円以下の罰金



● MFスーパー特定自主検査標章



● MF スーパー特定自主検査推奨出荷標章

